

# 障害者の住宅確保問題解決に向けた 先行研究の批判的検討

——「施設－地域コンフリクト」研究を中心に——

船 本 淑 恵

## 1. 研究の目的

現在、日本の障害者施策は、障害者基本法（以下、基本法）の理念にのっとり進められている。それを実現していくために「障害者基本計画」（以下、「基本計画」）を策定し、さらに「重点施策実施5か年計画」（以下、「障害者プラン」）において達成数値目標を定め、「障害者の自立及び社会参加」を推進している。

「障害者プラン」の中で「共生社会に関する国民理解の向上」を図る指標として、「共生社会」の周知度を設け、2012（平成24）年度までに成人国民の50%以上を達成する目標を定めている。2005（平成17）年1月に実施した調査によると、「共生社会」の「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」という考え方を「聞いたことがあり、賛同できる」と回答した割合は40.0%であった。加えて、「聞いたことはないが、賛同できる」も含めると、「賛同できる」の回答は86.9%になる（障害者施策推進本部2005）。また、2007（平成19）年2月実施の調査では、「共生社会」という考え方を知っているという割合は40.2%であり、その考え方への賛同の回答は84.8%であった（障害者施策推進本部2007）<sup>(1)</sup>。「共生社会」の考え方は、障害のある人が身近で普通に暮らしているのが当たり前の姿であるという社会のあり方につながるものであり、周知度や考え方への賛同情況からすると、入所施設や精神科入院病床からの地域移行が進み、障害者が地域に住まいを構えて暮らすという地域居住の実現が進んでいるのではないかと推測できる。

そこで、本稿では、障害者の地域居住の問題把握とその解決方策の展望を得るために、先行研究の批判的検討を行う。まず、障害者の地域居住の現状を提示し、障害者の暮らしの場の考え方を確認する。次に、問題把握と解決方策に有効と考えられる「コンフリクト」研究を検討し、住宅確保問題における意義と課題を提示する。

## 2. 障害者の地域居住の現状と地域居住の考え方

### (1) 障害者の地域居住を取り巻く状況

障害者が地域で暮らす場合、その居住を支える支援が必要となる。その選択肢の一つに、障害者自立支援法を根拠に実施されている「共同生活介護事業（ケアホーム）」と「共同生活援助事業（グループホーム）」（以下、GH等）がある。とくに、入所施設や医療機関から地域移行の移行先としてGH等は期待を寄せられ、「障害者プラン」では2012（平成24）年度末までに約8万人分の達成目標を定めている。しかし、2010（平成22）年度末の整備状況は5万5千人分であり、ここ数年間は6千人分から7千人分の増加であることを考えると、今後2年間での目標達成は難しいといえる。また、大阪府においても、達成率の高い知的障害者を対象としたGH等においてさえ、2009（平成21）年度の実績は、2012（平成24）年度見込量の78%であり、整備目標が計画通り進むことは楽観できない。

GH等の整備が伸びない背景として、民間賃貸住宅を利用する際の「障害にもとづく入居拒否」や開設時の「地域住民との間において生ずるトラブル」が指摘されている。大阪府の調査によると、住宅の「確保が困難であった」への回答が71.2%と報告されている<sup>(2)</sup>。また、他の調査では、障害者が住宅を探したり、引越しをしたりしたことがある人のうち、70.1%が「困ったことがあった」と回答している（障害者施策総合調査調査委員会2005）。困ったことの項目では、「不動産屋や家主の理解が得られない」38.5%、「契約手続きで、障害を理由に特別な条件を求められる」30.8%という回答があった<sup>(3)</sup>。GH等を開設する場合にのみ住宅確保に困っているわけではなく、障害者が住宅を探そうとするときは、常にこのような状態におかれていると考えられる。

筆者のGH等を対象とした調査（船本2011）においても、利用している共同住居の54.2%が民間借家であること<sup>(4)</sup>、共同住居を決める過程で困ったことがあったとの回答が75.2%という実態からも、GH等整備の厳しい状況を裏付けることができる。そのような状況の中でも、72.8%の法人が、GH等の増設を考えていると回答している。障害者の地域移行、地域居住を促進するためにも、住宅確保問題を解決していくことが求められる。

### (2) 改正障害者基本法と障害者の権利に関する条約

2011（平成23）年7月29日改正障害者基本法が成立し、8月5日に公布された。基本法の改正は、2006（平成18）年12月国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約（仮称）」（以下、障害者権利条約）締結に向けた国内法整備の一部である。

改正された基本法第1条「目的」には、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」が定められた。基本的人権の享有は、日本国憲法第11条「国民の基本的人権の永久不可侵」にすでに示されている。個別法の

中で改めてそれを言わなければならないということは、現代の日本において、それほどまでに障害のある人たちの権利が保障されずにいるという現状を表わしているといえよう。「基本的人権の享有」が改正基本法に盛り込まれたことは、同法が定める内容を権利として保障すべきものであることを改めて示したものである。

地域生活の実現に関わる内容は、基本法第3条「地域社会における共生等」に定められ、再度「基本的人権を享有する個人」を指摘し、次の3項目が具体的に示されている。

- ①全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ②全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人びとと共生することを妨げられないこと。
- ③全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

以上のように、社会活動への参加機会の確保、住居を選択する機会の確保、情報を得る手段を選択する機会の拡大が定められた。しかし、住居選択、情報取得手段の選択については、「可能な限り」という文言が入り、その選択は限定されるという問題をはらんでいる。

第3条の基本的人権保障に関わって、第4条「差別の禁止」が新設された。条文の要点は、次の3点である。

- ①障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ②社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。
- ③国は、差別の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

第4条を有効に機能させる仕組みが整備されると、障害の有無にかかわらず「地域社会における共生」が現実のものとなる、と希望的な観測ではあるがいうことができる。

今回の基本法改正は、障害者権利条約の締結に向けた取り組みの一つであり、同条約における住居選択に関する事項は、第19条に定められている<sup>(5)</sup>。その条文では、障害者が地域社会で生活する平等の権利を認め、居住地を選択すること、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の居住施設で生活する義務を負わないこと等が示されている。そこには、基本法にあるような「可能な限り」という文言はなく、加えて、第1条「目的」では、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が定められている。また、第4条「一般的

義務」では、締約国に対し「障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人の人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進」することを約束させている。障害者権利条約では、障害のある人の権利を他の者と同等に、平等に保障することが目指され、国はその実現のために様々な措置をとることが規定されている。

障害者の地域居住を促進し、ノーマライゼーションの実現を図るためにも、障害者の地域における住宅確保は社会的に対応すべき課題といえる。

### 3. 社会福祉領域における「コンフリクト」研究の動向

#### (1) 「コンフリクト」とコンフリクト研究

「コンフリクト」とは、一般的に利害関係のある者間の紛争や衝突、あるいは、個人レベルでの葛藤や矛盾という意味で用いられている。社会学の領域では、「闘争と同義にも用いられるが、葛藤あるいは紛争とも訳される。単に顕在的な闘争のみでなく潜在的な対立状態も含み、複数の社会的要素が稀少な価値をめぐる相互に直接あるいは間接の否定的行為を加え合う状態」をいい、個人間、集団間、個人と集団の間においても生じる（濱島ほか編 1987）。また、心理学の領域では、「葛藤ともいう。複数の対立する要求や衝動などが同時に同じような強さで存在する事態で生じる」こととされている（社会福祉辞典編集委員会編 2002）。以上のように「コンフリクト」は、社会福祉領域に固有の用語ではなく、社会学、心理学におけるキータームとしても位置づけられる。

社会福祉領域における「コンフリクト」研究は、古川らが1993（平成5）年に出版した『社会福祉施設－地域社会コンフリクト研究の意義と課題』（以下、『施設－地域コンフリクト研究』）が代表的な文献であり、研究の端緒といえる。それ以前においても、大島らが1990（平成2）年に、「精神障害者施設と地域住民間に生じた施設コンフリクト（地域紛争）の発生状況とその要因」を発表し、その後、『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設』（以下、『新しいコミュニティづくり』）に再録している。同書には、「コンフリクトを生み出す社会的要因と解決プロセス」や「精神障害者施設とのコンフリクトを経験した地域住民の精神障害者観」など「コンフリクト」をタイトルに用いた研究も収録されている。しかし、古川らは、1988（昭和63）年度に「コンフリクト」をキータームの一つとした研究費助成を受け<sup>(6)</sup>、それらの研究成果を『施設－地域コンフリクト研究』にまとめた。一方、『新しいコミュニティづくり』も研究費助成を受けた研究の成果をまとめたものであるが、「コンフリクト」を主要なキーワードとして示してはいない<sup>(7)</sup>。加えて、以降の研究動向においても、古川らが操作的に定義した「コンフリクト」が用いられている。以上のことから、古川らの文献が、「コンフリクト」研究の代表的文献であり、社会福祉領域における「コンフリクト」研究の端緒を開いたものといえる。

大島や古川らの「コンフリクト」研究以前から、地域住民が社会福祉施設等の開設について異義を唱える事態を「反対運動」としてとらえ、調査や分析が行われている（木原 1974、原田

1977、安部 1977、中山 1977 など)。このように、地域住民と社会福祉施設等との間で生起する事象は、これまでも取り上げられてきたが、古川らの研究は、「コンフリクト」をキーワードに用いてその過程を検討することで、施設開設時の問題解決に展望を見いだせると考えたことが、「反対運動」の研究と異なる部分である。

## (2) 「施設－地域コンフリクト」

古川らは、社会福祉施設開設主体と地域住民との間で生じる「コンフリクト」を「社会福祉施設－地域社会コンフリクト」と呼び、以下の定義を操作的に示した<sup>(8)</sup>。

社会福祉施設－地域社会コンフリクト（以下「施設－地域コンフリクト」と略記）とは、社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引換えに大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域との間での紛争事態をいう。(古川・庄司・三本松編 1993: 3)

古川らが指摘した「頓挫」や「譲歩」は、彼らの研究によって発見された事態ではなく、木原が調査で明らかにしているように、施設開設をめぐるすでに認識されていたことである(木原 1974)<sup>(9)</sup>。

古川らは、研究をすすめる上で「コンフリクト」をキーワードに用いた理由を3点提示している。第1に、分析の対象となる問題状況を先入的な評価、判断から解放し、ニュートラル化することが必要であると考えたこと。第2に、双方向的な事態であり、力のうみだす特有の状況を表現する概念として有効であると考えたこと。第3に、コンフリクトが形成され、解決が試みられている事実に着目することが、解決や方向を分析し、社会福祉施設が地域社会にビルトインされていく過程やそれを規定する要因を解明するうえで重要な鍵となると考えたことである(古川・庄司・三本松編 1993: iii-iv)。

つまり、施設新設の過程に生起する事態に関して「コンフリクト」をキーワードに用いて分析することで、地域住民による反対運動という先入観のある評価や判断から解放し、検討できると考えた。また、その解放性が、社会福祉施設と地域住民の双方向的なやり取りの過程を把握し、解決の形や方向を分析することが可能となると考えた。これまでの反対運動の報道では、反対する地域住民側に非があるように流布されることもあった。施設側は善意の者、地域住民は無理解で悪意ある者としてイメージ化させることで、地域住民の態度が硬化し、当初の施設開設という目的が達成できなかった事実が、古川らの施設－地域コンフリクト研究の背景にある<sup>(10)</sup>。

さらに古川らは、施設と地域にとってのコンフリクトの意味を5点にまとめている。第1は、コンフリクトのない状況というのが、良かったとは必ずしもいえないこと。第2に、地域の施設整備計画のそれぞれの特性によって非常に違った住民の反応の現れ方があること。第3に、施設開設の反対運動は、自治会・町内会を抜きには考えられないこと。第4は、施設が地域に

対して譲歩し、その機能や規模を縮小していくという形での対応と逆に、住民要求に応じてそれらを拡大していくという2つの方向があること。第5に、施設-地域コンフリクトは、必ずしも施設-地域関係にたいしてマイナスの結果をもたらすものではないことである(古川・庄司・三本松編 1993: 176-177)。

古川らが指摘するように、コンフリクトを全面的に回避し、予防すべきものと考えるのではなく、その経験を通じて、新たな施設-地域関係を構築していくことが重要である。そのためには、施設側も、地域の住民にもそれだけのエネルギーと資質が必要となる。そして、そのような関係構築は、新しい福祉コミュニティを形成する契機と位置づけられる(古川・庄司・三本松編 1993: 174)<sup>(11)</sup>。もちろん、紛争や衝突、葛藤はないほうが望ましいのはいうまでもないが、生じたコンフリクトを無視するのではなく、そこから建設的な展望を見いだすためにも、変化の過程の把握が求められる。

古川らは、実際に発生した施設-地域コンフリクトを分析し、施設-地域関係の変容可能性のモデルを提示した。そのモデルは、住民側からみた「施設観」モデルのイメージとして、①「インフラストラクチャー(生活環境基盤)型施設」観、②「没関係型施設」観、③「迷惑施設」観、④「補償型施設」観の4分類である。そして、一つの理念型として①の施設観を設定し、ゴールとしてその方向に向かうと考えた。「インフラストラクチャー型施設」観とは、「地域住民は、福祉に理解を持ち地域に施設があることを当然のことと考え、施設にも積極的に関わりをもつ」というものである(古川・庄司・三本松編 1993: 178-179)<sup>(12)</sup>。

このように古川らは、「施設」と「地域」の双方が納得する形での関係のあり方を提示し、その研究の視点は、「地域(住民)」側から「施設」をとらえるところにおかれている。

### (3) コンフリクト研究の展開と関連研究

古川らの研究以降、施設-地域コンフリクトが注目されるのは、1999(平成11)年3月に提出された大阪府における報告書(以下、「施設コンフリクト大阪府報告書」)をきっかけにして複数の論考が発表されたことであろう<sup>(13)</sup>。府ではその報告書を受け、翌年「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」(以下、「施設コンフリクト大阪府基本方針」)を示している。

「施設コンフリクト大阪府報告書」では、古川らの「施設-地域コンフリクト」の定義を用いつつ、施設コンフリクトが人権侵害をもたらす問題であると指摘している。とくに、身体障害や知的障害と比べ、相対的に施策の遅れが目立つ精神障害者関連施設等に関するコンフリクトを取り上げ、現状分析を行っている<sup>(14)</sup>。施設コンフリクトの発生率は、10%前後と比率そのものは低い、表面化しているものは一部であることや公共施設整備と引換えに施設開設を認めるなどの指摘もなされている。そのような現状から、「コンフリクトの存在は、障害者の主体的な生活の場を奪い、自立への不安とあきらめを助長する要因ともなり、たとえ1カ所であっても人権侵害に直結する問題である」と述べている。その報告を受けた「施設コンフリクト大阪府基本方

針」では、人権の尊重を基本にすえたまちづくり、インフラストラクチャー（生活環境基盤）としての社会福祉施設等の展開、社会連帯意識の醸成と啓発・交流の促進、行政の自己革新を基本理念と定め、取り組みを進めていくことを確認している。

小澤は、施設コンフリクトを「障害者施設の設置にあたり、地域住民との間で反対運動などの問題（摩擦）が発生すること」としてとらえ、障害者基本法などを根拠に、障害者の社会参加に関わる取り組みへの協力は、国民の努力義務であると指摘している。そのことから考えると施設開設者と地域住民との間での対立は生じず、理念実現への協力しかないと主張している。また、施設コンフリクトを生み出す社会意識として、偏見、ステイグマ、差別を取り上げ考察している。施設コンフリクトを発生させないためには、地域住民と良好な関係を築くことが必要であり、共感的な障害者観<sup>(15)</sup>の形成が求められる。しかし、そのような障害者観は、長期間の学習によって形成されることから、時間をかけた地道な取り組みが必要であると指摘している。（小澤 2001）。

野村は、施設コンフリクトはすべての施設において発生するものとしている。そして、先行研究では、コンフリクトが顕在化し確認できる事象のみをとらえているが、表面化していないが、差別・偏見の意識が強く、何かをきっかけに反対の思いが再燃する可能性を秘めている状態についても、「施設コンフリクト」と定義している（野村 2008、2009、2010 a、2010 b）<sup>(16)</sup>。

これまで取り上げてきた研究は、社会福祉施設を主な研究対象としている。障害者政策は、「施設から地域へ」をスローガンに、施設は真に必要なものに限定し、地域居住を促進する方針を示している。障害者が地域で暮らすためには、地域の中に住む場所を確保しなければならない。障害のある人たちの地域生活の場の一つである GH 等を対象とした研究も報告されている。足立らは施設とグループホームの地域受容過程を分析し、地域との積極的交流、地域住民と対等な関係の構築などを指摘した（足立・宮元ほか 2001）<sup>(17)</sup>。また、宮本らは、グループホームの設置プロセスを検討し、地域住民に働きかけ良好な関係を築くことが施設コンフリクトの軽減につながるとまとめている（宮本・足立 2002）<sup>(18)</sup>。

#### 4. グループホーム開設過程における住宅確保問題と「地域－施設コンフリクト」

社会福祉領域におけるコンフリクト研究は、古川らの「施設－地域コンフリクト」研究をきっかけに展開してきた。その定義は様々なところで参考にされ、一定の評価を受けているといえる。しかし、古川らの枠組みを GH 等開設過程に当てはめて、問題解決の方策を検討するには限界がある。

その理由をあげると、1点目は、「施設－地域コンフリクト」の発生を地域住民と社会福祉施設との間でのコンフリクトとしてとらえていることである。障害者政策は、入所型の社会福祉施設の建設を真に必要なものに限定し、地域で暮らすための整備へと転換が図られている。そのような中、地域における生活の場の一つとして、GH 等の計画的な増設が進められている。政策動

向におけるコンフリクトは、GH 等開設過程に焦点を当て検討することが求められるであろう。しかし、古川らの理想とする「施設観」に照らして検討すると、本来の GH 等の位置づけと乖離してしまう。GH 等は、地域にある一般の住宅利用を想定し、運営される社会福祉事業の一つである。しかし、それは障害者の住まいであり、ことさらインフラストラクチャーとして地域に欠くことができない存在であると強調することは、一般の住まいと異なる存在であると主張することになる。ノーマライゼーションの理念の下に進められてきた障害者政策が目指している社会の姿と異なってしまう。

また、施設と異なり複数の職員が常駐しているわけではなく、ほとんどの GH 等においては、単独の生活支援員が入居している障害者の生活を支えている実態がある。インフラストラクチャーとしての機能を生活支援員に求めることは現実的ではない。

2 点目として、コンフリクトの発生要因と関わり、その可視性の課題である。コンフリクトは、顕在化している事象だけでなく、潜在的に対立状態がある場合も含む考え方である。表面的には、コンフリクトが生じていないように見えたとしても、潜在化している可能性もあるので慎重に評価しなければならない。筆者は、GH 等を確保する過程において、開設前に住民説明会の開催、近隣住民以外に自治会会長や自治会役員、民生・児童員への説明やあいさつを行っていることを確認した<sup>(19)</sup>。このような取り組みは、事業者が地域住民との表立った衝突や苦情を回避したり、予防したりするために行っていることである。事業者は、GH 等を開設する際には、コンフリクトが発生すると想定し行動しているものであり、その取り組みは、潜在的な対立状態の存在を示唆している。野村が示しているように、何かをきっかけに反対の思いが再燃する状態についても忘れてはならないだろう。

最後に、古川らの「コンフリクト」をキータームとして使用する際の理由から派生する課題を指摘する。古川らは、「コンフリクト」を用いる理由として先入的な評価、判断から解放されて事態を分析するためと述べている。その過程でどのようなことが起こっているのかをニュートラルに把握することは、誰にとってどのような問題が発生しているのかという視点を欠くことになってしまう。地域住民と施設の双方がコンフリクトを経験し、双方が重要なファクターであるという状況については同意するが、価値判断から自由に評価するとその問題の所在があいまいにされてしまう可能性がある。地域住民のどのような価値が否定されているのか、一方で、施設側の、そして障害者のどのような価値が否定されているのかを検討するためには、評価する基準を明確に定めなければ、解決の展望を示すことが難しくなると考えられる。

では、コンフリクトを分析する際の価値基準をどのように設定すべきであろうか。社会福祉施設や GH 等は、障害者権利条約がいうところの、障害者が「自立した地域生活及び地域社会に受け入れられること」を実現するための措置の一つである。特に GH 等は、「特定の居住施設で生活する義務を負わない」ようにするための「居住地の選択」を一層進める具体的な対策である。地域に受け入れられ、自由に居住地を選択することが、障害者の権利であり、そのことからすると、コンフリクトは障害者の人権を侵害する人権問題であるといえる。地域と施設（障害



者)間に発生するコンフリクトを解決しなければならないのは、それが人権侵害であり、障害者の基本的人権の具現化を阻む障害となっているからである。

## 5. 障害者の住宅確保問題解決に向けての課題

障害者の地域居住の理念と実態は乖離し、国民の意識と現状は矛盾していることがわかった。障害者の地域居住を促進し、「共生社会」を実現するために、何らかの取り組みを行わなければならない。その取り組みは障害者が、どこで、誰と暮らすかを選択できることは、基本的人権であるとの価値を前提に進めていくことが必要である。ただ、その際に、障害者の権利だけを前面に押し出してコンフリクトの一方の関係者である地域と向き合うと、逆効果になってしまう場合もある。そこでは、古川らが行ってきたコンフリクト研究が、施設と地域双方が関わる過程をとらえるには有効な方法であるといえる。GH等開設を促進する課題の一つとして、開設過程のコンフリクトに焦点を当てた研究を示さなければならないだろう。GH等開設の「頓挫」や「譲歩」、あるいは、中止や移転に至る過程を地域住民と事業者、障害者の間に生じた事象として把握する。その過程を小澤のいう共感的な障害者理解の程度も含む、地域の特徴によって類型化を図ることで、促進の取り組みの展望を示すことができるであろう。

本研究は、2010年度から2012年度までの3年間にわたる科学研究費補助金、若手研究(B)「障害者の地域生活実現に向けた地域類型別グループホーム確保過程に関する実証的研究」の研究成果の一部である。

### 注

- (1) 「共生社会」の考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」への回答割合である。
- (2) 大阪府が「障害者福祉計画」策定にかかわって、1997(平成9)年に実施した「グループホーム実態調査」の調査結果である。
- (3) 204人の回答者のうち、困ったことがあると回答したのは、143人である。その他の項目は、「購入価格または家賃が高い」58.0%「設備面で適切な住宅がない」51.0%などであった。
- (4) その他の住宅の種類割合は、公営住宅32.8%、都市機構・公社2.0%、法人所有の既存住宅5.6%、法人所有で新たに建築5.4%という割合であった。
- (5) 本稿で用いる障害者の権利に関する条約の日本語訳は、外務省による仮訳である。
- (6) 庄司洋子(研究代表)1988(昭和63)年度トヨタ財団研究助成、「社会福祉施設=地域社会コンフリクト(紛争事態)の政治=社会的メカニズムと紛争の予防ならびに解決の方法に関する予備的研究」。
- (7) 大島編の文献に収録されている研究費助成のテーマは、「保健と福祉のコミュニティづくりに関する研究」(研究代表園田恭一、1985(昭和60)年度-1988(昭和63)年度科学研究費補助金)、「家族会等が取り組む社会復帰活動が、地域住民に与える精神障害者理解・影響に関する研究」(研究代表本間長吾、1987(昭和62)年度厚生科学研究補助金)などである。
- (8) 大島らは、「コンフリクト」について、「精神障害者(施設)と住民間の葛藤や軋轢を「地域住民との社会的コンフリクト(地域紛争、以下単にコンフリクトと呼ぶ)」と述べている(大島・上田

1990)。

- (9) 木原は、知的障害者（当時は、精神薄弱者と呼称）施設 176 施設を対象に調査を行い、施設建設の反対にあったため、候補地を変えたと回答した施設が 5 施設あることを報告している。
- (10) 木原は、「精薄者（原文まま）への理解が徹底されていないという状況の中で、マスコミはじめ“世間”が軽はずみに、『福祉』を錦の御旗にして、圧力をかけるのはまったく逆効果になることは事実が証明している」と指摘している。
- (11) 大島らは、地域との関係が良好な施設の事例を分析し、新しいコミュニティづくりの教訓と課題を提起している。
- (12) その他の「施設観」は、次のように示されている。「没関係型」施設観：地域住民は、福祉への一般的な理解をもつがそれ以上の関心はなく、施設が地域にあることを特に問題視はしない。また地域生活上のことについても特に積極的な関心がない。「迷惑施設」観：地域住民は、総論では施設立地に賛成しようとしても、地域生活上の優先度から言えば施設のそれは低く、別の生活に直結した施設を希望する。また、福祉施設に対する誤解・偏見にもとづき地域社会にふさわしくないと考えている。「補償型施設」観：地域住民は、施設を地域社会に適合的とは考えないが、生活ニーズに適合的な施設・設備や機能を福祉施設が有するならば、施設建設を承認する。
- (13) 例えば、『ヒューマンライツ』136 号では「施設コンフリクト－差別がつくられる構造」と題した特集を組み、「なぜ人々は施設設置に反対するのか－精神障害者を排除する構造」、「精神障害者の差別を助長する『住民合意』にメス－大阪府精神保健福祉審議会答申・施設コンフリクト大阪府報告書の意義－」が掲載された。
- (14) 1987（昭和 62）年度の精神障害者共同作業所を対象とした調査では、243 施設のうち 19 施設（8.2%）が設立時に地域住民の反対を受けている。1987（昭和 62）年度から 1983（昭和 63）年度の機関・団体の過去 10 年間調査では、地域コンフリクトのために「設立を中止した」「移転を余儀なくされた」「閉所時期が 1 年以上延期された」「利用者の利用が甚だしく制限された」等の問題事例として、32 事例があげられている。1995（平成 9）年度の調査は、共同作業所 921 施設のうち 9.2%、グループホーム 221 施設のうち 11.2%、社会復帰施設 151 施設のうち 11.9% が、設立時に住民の反対等を受けている。
- (15) 小澤は、「共感的な障害者観」の特徴として 2 点を示している。一つは、障害者を障害のあるひとりの人間（人格をもった存在）として理解する意識であること。もう一つは、障害者の行動を特別視しない意識であること。
- (16) 野村は、次のいずれかの状態に該当している場合を「施設コンフリクト」としてとらえている。①施設の建設に対し組織的な反対運動が起こっている。②組織的な反対運動ではない場合でも、一部の頑強な反対者がいる。③表面上は施設を受け入れているが、地域住民の精神障害者に対する差別・偏見の意識が強く、何かをきっかけに反対の思いが再燃する可能性を秘めている状態。
- (17) 足立らは、地域受容過程を分析し、①地域住民を積極的に雇用すること、②地域との交流を積極的に行うこと、③地域住民と対等な関係を築くこと、④「小規模」居住化を図ること、⑤バックアップ支援の強化を図ることの 5 点をまとめた。
- (18) 宮本らは、①GH 入居前に自治会長などの地域代表に了承を得て入居するケースが多く、要望に応じてアプローチ方法が異なること、②入居説明会を実施することが良好な近隣関係を築く上で有効であること、③施設職員と住民間において福祉に対する社会通念の差が存在することを指摘している。
- (19) 船本が 2011 年 3 月に実施した「大阪府内のグループホーム・ケアホーム開設過程における実態調査」の調査結果である。320 通配布し、回収数 125 通、回収率 39.1% であった。回答した事業所のうち 113 ヲ所 90.4% が GH を開設する際に地域住民を対象に何らかの取り組みを行っていた。

引用・参考文献

- 朝日雅也 (2011) 「障害のある人の『住まう』を考える－障害者権利条約の理念から－」『社会福祉研究』110、70-78。
- 足立啓・宮本浩行・赤木徹也ほか (2001) 「社会福祉施設の立地における地域受容過程に関する研究－知的障害者施設の事例研究を通して－」『日本建築学会計画系論文集』540、141-147。
- 安部歳夫 (1977) 「公害工場よりまだましだ－地域社会の中で育つ通勤寮－」『月間福祉』60(11)、46-49。
- 磯崎由美 (1999) 「なぜ人々は施設設置に反対するのか－精神障害者を排除する構造」『ヒューマンライツ』136、4-7。
- 大阪府 (2000) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の方針」5月。
- 大阪府精神保健福祉審議会 (1999) 「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援の方向とシステムづくりについて (答申)」3月。
- 大阪府福祉施設等設置に係る人権摩擦 (施設コンフリクト) 検討会議 (1999) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本的考え方について (報告)」3月。
- 大島巖編 (1992) 『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設－「施設摩擦」への挑戦』星和書店
- 大島巖・上田洋也 (1990) 「精神障害者施設と地域住民間に生じた施設コンフリクト (地域紛争) の発生状況とその要因－都道府県レベルで把握された地域問題事例の全国調査－」『精神保健研究』36、101-122 (再録：大島巖編 (1992) 『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設－「施設摩擦」への挑戦』星和書店、122-135)。
- 大島巖・上田洋也・山崎喜比古・椎谷淳二 (1992) 「精神障害者施設とのコンフリクトを経験した地域住民の精神障害者観」大島巖編 (1992) 『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設－「施設摩擦」への挑戦』星和書店、220-245。
- 小澤温 (1999) 「精神障害者の差別を助長する『住民合意』にメス－大阪府精神保健福祉審議会答申・施設コンフリクト大阪府報告書の意義－」『ヒューマンライツ』136、8-11。
- 小澤温 (2001) 「施設コンフリクトと人権啓発－障害者施設に関わるコンフリクトの全国的な動きを中心に－」『部落解放研究』138、2-11。
- 木原孝久 (1974) 「やっぱり嫌われていた“精薄施設”」木原孝久編『福祉教育研究』1 (福祉教育研究会)、1-8。
- 佐々木勝一 (2006) 「福祉改革時代における障害者施設－語りからの施設コンフリクトと施設観－」『京都光華女子大学研究紀要』44、295-322。
- 社会福祉辞典編集委員会編 (2002) 『社会福祉辞典』大月書店。
- 障害者施策推進本部 (2005) 「障害者の社会参加に関する特別世論調査」。
- 障害者施策推進本部 (2007) 「障害者に関する世論調査」。
- 障害者施策総合調査調査委員会 (2005) 「障害者施策総合調査 2005 『生活環境』及び『情報・コミュニケーション』に関する調査」財団法人日本リハビリテーション協会。
- 塚本正治 (2001) 「今日に向き合う者には明日が見える－『施設コンフリクト』の体験を通じて－」『部落解放』487、45-55。
- 中山三男 (1977) 「住宅地に老人ホームを建てると環境が破壊される？－老人ホーム建設反対運動の体験から－」『月間福祉』60(11)、42-45。
- 野村恭代 (2008) 「地域住民と社会福祉施設の関係形成に関する一考察」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』4、111-121。
- 野村恭代 (2009) 「精神障害者施設コンフリクトに関する一考察－事例研究の視点から－」『グローバル人間学紀要』2 (大阪大学大学院人間科学研究科グローバル人間学専攻)、87-92。
- 野村恭代 (2010 a) 「施設と地域との『共生』への課題－沖縄県精神障害者施設における調査から－」『関

西福祉科学大学紀要』14、87-92。

野村恭代 (2010b) 「施設と地域住民との合意形成に及ぼす社会的要因 - 精神障害者施設を対象としたアンケート調査から -」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』6、155-164。

濱島朗・竹内郁朗・石川晃弘編 (1987) 『社会学小辞典』有斐閣。

原田克己 (1977) 「収容主義福祉政策の転換 - あしたか太陽の丘のばあい」『月間福祉』60(11)、50-53。

菱山珠夫 (1987) 『精神障害者が利用する作業所の実情と活動の在り方に関する研究報告書』昭和61年度厚生科学研究、作業所活動在り方研究会。

船本淑恵 (2011) 「障害者の地域移行・地域生活実現における住宅確保問題に関する一考察 - 大阪府内におけるグループホーム開設過程実態調査より -」『日本社会福祉学会第59回秋季大会自由研究発表要旨』(淑徳大学)。

古川孝順・庄司洋子・三本松政之編 (1993) 『社会福祉施設 - 地域社会コンフリクト研究の意義と課題』誠信書房。

宮本浩行・足立啓 (2002) 「社会福祉施設の地域受容過程に関する事例研究 - その3 知的障害者グループホームの設置プロセス -」『日本建築学会大会学術講演更概集 (北陸)』、729-730。

柳尚夫 (2003) 「精神障害者施設コンフリクトへの対応 - 大阪府池田市での事例をもとに -」『公衆衛生』67(5)、376-379。

吉岡剛彦 (2001) 「精神障害者施設建設をめぐる『施設コンフリクト』の問題構成 - 法哲学的考察のための準備的検討 -」『九大法学』83、449-530。

和田修一 (1992) 「コンフリクトを生み出す社会的要因と解決プロセス」大島巖編『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設 - 「施設摩擦」への挑戦』星和書店、193-202。